

令和3年度幼児教育スーパーバイザー及び幼児教育アドバイザー派遣 実施要項

三重県幼児教育センター

1 趣旨

就学前教育に関する専門的な知見を有する幼児教育スーパーバイザー（以下、「スーパーバイザー」という。）及び幼児教育アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）を市町や幼稚園、保育所（地域型保育事業含む）、認定こども園に派遣し、市町が行う研修や各施設での保育等を支援するとともに、それらの取組を市町内及び県内に広めることで、県全体での就学前教育の質的な向上を図る。

2 派遣の実施期間

令和3年4月1日から令和4年2月28日まで

3 実施方法

三重県幼児教育センター（以下、「センター」という。）が、スーパーバイザー及びアドバイザーを、県内の市町及び園等に派遣する。

4 派遣の形態

センターは、市町及び園等の要請に基づき、教員等を対象とした研修会や公開保育等にスーパーバイザー及びアドバイザーを派遣する。

園等への派遣回数は1園年間3回程度とするが、1回から可能とする。

5 スーパーバイザー、アドバイザーの派遣における活動内容

<市町への派遣>

（1）要請を受けた市町へを訪問し、幼児教育の推進等について助言を行う。

①スーパーバイザーは市町における幼児教育についての方針・計画について指導助言する。

②アドバイザーは市町が開催する研修会等で講師や指導助言を行う。

（2）必要に応じて事務局及び市町の幼児教育担当者との情報交換を行う。

（3）その他、センターが必要と認めた派遣を行う。

<各施設への派遣>

（1）園等の要請に応じて訪問し、指導助言を行う。

①アドバイザーは、園等を訪問し、保育参観を行い、教員等の声掛け、環境構成の方法等について、指導助言を行う。

②アドバイザーは、園内研修等で講師や指導助言を行う。

③研究の成果を広げ、幼児教育の推進を図るため、アドバイザーが訪問する園等の保育や研修会を県内の園等や地域の小学校等に可能な限り公開する。

(2) その他、センターが必要と認めた派遣を行う。

6 派遣手続き

(1) 派遣を希望する場合は、センターの指定する日までに、「幼児教育スーパーバイザー及び幼児教育アドバイザー派遣依頼書」（別紙1）をセンターに提出する。

(2) 提出期限 令和3年5月21日（金）

＊提出期限日は、希望状況を把握するために設定しましたが、期限日以降も柔軟に対応しますので、御相談ください。

(3) センターは、派遣依頼書に基づき、スーパーバイザーもしくは、アドバイザーを決定し、市町もしくは、依頼者へ連絡する。

7 事業の報告

派遣を受けた市町や施設は、実施後2週間以内に、「幼児教育スーパーバイザー及び幼児教育アドバイザー派遣報告書」（別紙2）を直接センターに提出する。

また、センターが行うアンケートに協力する。様式その他必要な事項については、センターから別途連絡する。

8 提出方法・提出先

指定の用紙を電子メールで提出してください。

〔メールの件名及び提出ファイル名〕

市町：【〇〇市町】派遣依頼書／派遣報告書

施設：【公・私 幼・こ・ほ 施設名】派遣依頼書／派遣報告書

（例）「【公幼 三重幼稚園】派遣依頼書」

〔提出先〕

三重県幼児教育センター （E-mail）yojikoiku@pref.mie.lg.jp

9 その他

(1) この要項の実施に関し必要な事項は、センターが別に定める。

(2) この要項は、令和3年4月1日から実施する。